社会保障審議会医療保険部会 第2回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会 料金改定に関する要望資料

平成25年3月26日 鍼灸マッサージ推進協議会

(公社)日本鍼灸師会 (公社)全日本鍼灸マッサージ師会 (社)日本あん摩マッサージ指圧師会 (社福)日本盲人会連合

料金改正の引上げの要望について

- ●鍼灸に係る療養費を次の通り改正されたい。
- (1)初検料
 - ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1,450円(現行1,405円)
 - ②2術(はり、きゅう併用)の場合 1,500円(現行1,455円)
- (2)施 術 料
 - ①1術(はり又はきゅうのいずれか一方)の場合 1回につき1,300円(現行1,195円)
 - ②2術 (はり・きゅう併用)の場合 1回につき1,600円(現行1,495円)
- (3)電療料

使用した器具数に応じ30円加算

(現行は電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、30円のみの加算)

Z

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景①

●理由

- はり・きゅう施術料(2術併用 1,495円)は平成12年度の料金より値下げした料金でありながら、この間我々「鍼灸マッサージ推進協議会」は施術録の整備、感染症予防対策として衛生面を特に重視し、高圧滅菌器やディスポ鍼等の使用、使用済み針や医療廃棄物の適正処理の義務化に努めてまいりました。
- また、平成24年4月における医療機器(鍼灸器具類、治療用ベッド類、電気鍼用低周波治療器、電気温灸器、電気光線機器等)、衛生材料及び消耗品(綿花、消毒用アルコール、ディスポ鍼、もぐさ等)の市場調査の結果、ここ12年間の価格に対して物価上昇が確認されています。
- そこで、今般の療養費の改定時にあたり、この義務的経費の増加が手技料金に反映した料金の改正をお願い致します。

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景②

療養費料金改正一覧表 (平成12年~平成22年)

从及人————————————————————————————————————					
改正時期	初回のみ	初回のみ 電療含む	初回のみ	初回のみ 電療含む	往療料金
	1 術料金	1 術電療	2 術料金	2 術電療	
平成 12 年	2.300 円	2.330 円	2.650 円	2.680 円	2 km 1.900 円
	1.200円	1.230	1.500円	1.530円	
平成 14 年	2.300 円	2.330 円	2.650 円	2.680 円	1.875 円
	1.170 円	1.200 円	1.490 円	1.520 円	
平成 16 年	2.300 円	2.330 円	2.650 円	2.680 円	1.875 円
	1.190 円	1.220 円	1.490 円	1.520 円	
平成 18 年	2.330 円	2.360 円	2.680 円	2.710 円	1.870 円
	1.190 円	1.220 円	1.490 円	1.520 円	
平成 20 年	2.330 円	2.360 円	2.680 円	2.710 円	1.860 円
	1.195 円	1.225 円	1.495 円	1.525 円	
平成 22 年	※1,405円	←初検料	※1,455 円	←初検料	1.860 円
	1.195円	1.225 円	1.495 円	1.525円	

※平成22年度より新たに初検料が新設され、従来の初回料が初検料と施術料に分離された。

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景③

- 電療料が4年前の料金改正に時に
 - ①電気針②電気温灸器③電気光線器具

の3つが請求出来ることになった。

- 22年度以降の療養費の取扱い推計の調査時には電療料の請求内容も併せて調査して頂くこととなった。 その結果2種類の器具の使用が最も多かった。
- しかし、電療料に加算料金が無く、1~3の器具を幾つ 使用しても30円のみである。
- 毎回の料金改正時に要望するが、加算料金を認めず現在に至っている。

(従来の改定率は、医科の外来の1/2が原則)

はり・きゅう療養費 料金改定要望の背景④ (他の電療料との違い)

- ・柔整の電療料は、<u>温罨法料75円</u>と電気光線器具を併用した場合30円を加算、その上、部位ごとの加算できる。
- マッサージの電療料は、部位数に関係なく
 - 1回につき温罨法料<u>70円</u>と電療料<u>30円</u>の<u>加算</u>の<u>100円</u>である。 部位の加算が出来ない。
- ・鍼灸の電療料は、いくつ器具を使用しても加算が無く1回につき30円のみである。
- ・はり師の就業者は92,421人、きゅう師の就業者90,664人(平成22年衛生行政報告例より)で、療養費におけるはり師きゅう師一人当たりの取り扱い高は年間約35万円(平成22年現在)と、決して高額とは言えない。

料金改正の引上げの要望について

- ●あん摩マッサージ指圧に係る療養費を次の通り改正されたい。
 - ・マッサージ施術料 1局所につき400円 (現行 260円)
 - ・変形徒手矯正術 1肢につき850円 (現行 535円)

7

あん摩マッサージ指圧療養費 料金改定要望の背景①

●理由

- マッサージ術は後療施術を医師の同意を受けて行う「骨折後療」「術後拘縮後療」「温罨法」等であり。その取り扱いは整形外科分野で「医科診療報酬」の点数表上においても認証されている術式である。
- あん摩マッサージ指圧師の就業者は104,663人(平成22年 衛生行政報告例より)で、療養費におけるあマ指師一人当 たりの取り扱い高は年間50万7千円(平成22年現在)と、 決して高額とは言えない。

あん摩マッサージ指圧療養費料金改定要望の背景②

●理由

H16年よりH22年までの間、あん摩マッサージ指圧師が多く加入している国民年金保険料は13.5%上昇しているにも関わらず、あん摩マッサージ指圧師の療養費は

マッサージ 8% (240円→260円)

変形徒手矯正術 2.8%(520円→535円)

温罨法 -12.5% (80円→70円)

温罨法(電気光線器具等) 一0.9%(110円→100円)

と微増または引き下げとなっている。

あん摩マッサージ指圧療養費料金改定要望の背景③

●理由

- 骨折・脱臼に対する施術ではあん摩マッサージ指圧師、柔道整復師ともに<u>医師の同意</u>が必要とされている(あマ指師の場合は<u>同意書</u>)にも関わらず施術料金は以下のように差異がある。
 柔道整復師 骨折後療 630円(1部位)あん摩マッサージ指圧師 260円(1局所)
- 温罨法の算定においても同じ器具を用いても、算定方法が異なる。柔道整復師

温罨法 75円 電気光線器具等使用 30円加算 温罨法を使用した<u>部位ごとに算定</u>

あん摩マッサージ指圧師

温罨法 <u>70円</u> 電気光線器具等使用 30円加算 何部位使用しても<u>1回のみ算定</u>

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費 適正化のための中期的要望①

往療について

■定期的・計画的往療制度の創設

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費の対象となる患者は慢性病または慢性期の患者であり、本来であれば施術計画を立て定期的・計画的に施術を行う事が望ましい患者が大半です。

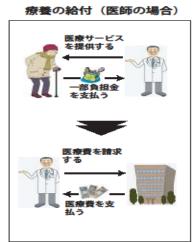
しかしながら、現制度下では「患家の求めに応じて」往療を行う事が求められており、いたずらに療養費の請求総額を押し上げる要因にもなりかねません。

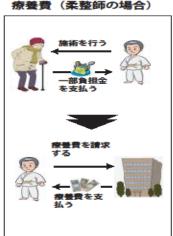
従って我々は「定期的・計画的往療制度」を創設していただくことが療養費の適正化につながると考え、この制度創設を要望いたします。

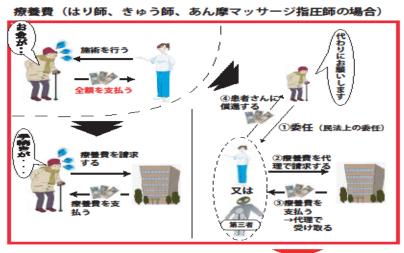
はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費適正化のための中期的要望②-1

療養費の取り扱い全般について

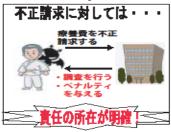
■一部負担金でかかれる制度の実現













はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費適正化のための中期的要望②-2

■一部負担金でかかれる制度の実現

現在、療養費ではかかった費用を事後に被保険者が保険者に対し支給申請を行い、自己負担分相当額を差し引いた費用の償還を受けるという事を原則としています。

この制度下においては装具等と異なり、慢性病・慢性期の疾病の被保険者は継続的に費用の全額を毎月支払い、数ヶ月後にその費用分を受取るということを繰り返さねばなりません。

社会保障政策の中で手厚いとされている高齢者でも貧困率は22.0%でOECD諸国平均の13%を大きく上回る高水準で、毎月の一時支払い負担は非常に大きなものとなっています。

また多くの保険者で認められている「代理受領」制度も複雑な請求事務の被保険者の負担軽減という意味では非常に役に立ってはいるが、施術証明者、請求者、受取代理人者と複数の人間が関与することから、その責任の所在が曖昧であり、不正請求を助長する温床になりかねない問題を抱えています。

そこで①被保険者の一時的経済負担の軽減、②請求事務において不正請求等があった場合の責任の所在の明確化、を同時に達成するために、この制度の実現を要望いたします。

はり・きゅう、あん摩マッサージ指圧療養費適正化のための中期的要望②-2

今回の二つの要望事項は、我々「はり師」「きゅう師」 「あん摩マッサージ指圧師」を厳しく規制する可能性の ある要望です。

しかしながら、はり師・きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の資質を高め、国民の療養費に対する利便性を高め、療養費の不正な支給を抑制するという公益性を鑑みて、この要望を提出させていただきました。

どうか、鍼灸マッサージ施術が国家国民の利益に適う業とするために実現をお願いいたします。